

離婚のばあいの社会保障給付 (I S S A)

社会保障制度における離婚者とその扶養家族のとり扱いに関する円卓会議が I S S A (国際社会保障協会)の主催により、1977年6月末にジュネーブで開かれた。この会議は1974年に I S S A が行なった社会保障と離婚に関する調査をフォロー・アップするものであった。会議にはこの調査に協力した機関をもとにして、16カ国から24名が参加した。さらに、国連、I L O のほか次の組織の代表が参加した。国際社会福祉協議会、欧州社会保障協会、国際家族組織連合、国際離婚研究グループ。

会議の目的は3つあった。第1は、離婚率の上昇や離婚法改正の動きにより、社会保障制度が直面している管理上および政策上の諸問題を分析すること、第2は、離婚者に対する現行の社会保障規定に関する情報を比較し、交換すること、第3は、社会保障制度における離婚者とその扶養家族のとり扱いに影響を及ぼす提案を議論することである。

会議は2つの論文の報告と5カ国のケース・スタディからなる。1つは、英国のHull大学の社会学者(離婚問題の専門家)であり、I S S Aの顧問としても活躍しているR. Chester氏の「現代における離婚のトレンド—各国の検討」と題する論文である。もう1つは、I S S AのD. Hoskins氏の「社会保障政策に対する離婚の問題」と題するI S S Aの調査結果を分析した論文である。これらについて、各国の制度における離婚者のための施策の大要を述べる5カ国のケース・スタディが報告された。

I S S Aの事務局長V. Rys氏はI S S Aの活動のなかでの研究会議の役割にふれて、研究を通して現に起りつつある問題を識別し、検討しようと努めて

いることを明らかにした。離婚者数の増加および離婚状態の変化により、社会保障は新しい問題に直面しており、この種の研究会議によって異なる国のアプローチが検討され、施策の指針となるようある原理が明確にされるであろうとRys氏は述べた。

Chester氏の報告は離婚の法的、社会学的側面をとり扱ったものである。現代における離婚の傾向には各国共通性がみられること、すなわち1960年代半ばから離婚者数が著しく増加したこと、結婚後早い時期に発生する離婚がもっとも多く、その大多数が扶養児童を含んでいること、高い離婚率は一時的な現象ではなく、むしろ家族の変化の指標であることなどが報告された。さらに、離婚は社会関係から分離できないし、また社会保障に対してそれがもつ意味は民法、家族法、離婚法との関連ならびに個人と社会との関係に対する態度の変化のなかで考える必要があることが強調された。とくに、社会保障制度が伝統的に基礎をおいている前提—保護される単位は夫と妻と子の核家族であり、また家族の社会保障の適用は夫の労働および社会保険上の状態に依存する—に疑問が出され、かつ家族構造や生活様式の変化に照らして非現実的であることが示された。Chester氏は、離婚から派生するリスクへの対応を計画するときに、家族のどのようなモデルが社会保障制度によって採用されるかが重要な問題であると結論している。

次に、Hoskins氏の報告は2つの目的をもっている。1つは、26カ国における離婚に関する社会保障規定についてI S S Aの調査結果を要約することであり、第2は、離婚が社会保障政策に投げかけた主要な論点のいくつかを指摘することである。ISSAの調査結果から、離婚をとり扱うためとられた社会保障規定は国により著しい差異があること、および離婚率の上昇に伴ない発生した問題への対応策を求めるときに、各国は他の国の法律や慣行にほとんど影響されていないことが明らかにされた。離婚に関する社会保障規定には重要な多くの改正や改革があったが、問題に対して全面的解決を試みる国はなかったようである。ユニバーサル・システムまたは扶助に基づくシステムをとる国々

では、離婚者も他の国民と同様に給付をうけ、老齢年金、医療、家族手当等の受給資格がある。しかし、社会保障給付への権利が配偶者の労働および保険加入状態にもとづく国々では、特別のとりきめがなされない限り、離婚の際に諸困難が生じる。

I S S A の調査により明らかにされた注目すべき事実の1つは、ほとんどの社会保障制度がかなりの程度結婚と家族に関して伝統的な考え方を反映しつづけていることであった。社会保障の適用範囲、給付の受給要件ならびに社会保障政策の他の多くの局面は多くのはあい一度結婚するとその夫婦は結婚状態を一生涯続けるという前提に基づいている。この前提に動搖が生じて以来、多くの社会保障制度は受給権を失った離婚者の保護の問題に直面せざるをえなくなつた。

一つの解決策は有給の職業に従事していない配偶者に適用される被扶養の概念を完全にとり除くことであろう。その他の解決策としては、家庭にいた期間と雇用期間の間のギャップをふさぐ対策（任意適用、主婦の拠出期間の短縮、社会保険拠出の分割等）および雇用についていない配偶者に対して独立の保険適用をおこなうことなどが提案されてきたが、広く受け入れられた单一のアプローチはまだ見出されていない。

次に、各国の代表から報告されたケース・スタディの概要を簡単に記しておこう。

●スイス——スイスでは社会保障制度のなかで明確なとりきめをおこなっている。離婚した婦人はある条件のもとで前夫の死亡のはあい遺族年金を受給できる。主たる条件は結婚期間が10年以上あり、かつ扶養料の支払いが前夫に要求されていたばあいである。その他、離婚婦人に対して、老齢または障害年金が支給される。さらに、離婚した親の老齢、死亡または疾病のはあいには、子どもに給付が与えられる。

●フランス——雇用関連制度であるため、配偶者と子どもの受給権は夫の保険に依存し、離婚のときに問題が生じる。離婚時の給付は制度のちがいおよび

社会保険の各部門により異なる。疾病・出産保険では受給権は一時的に継続される。離婚した配偶者には遺族年金の受給権は与えられない。子どもの保護をしているのが母親であっても、前夫は離婚後も子どものための家族手当と疾病給付の受給資格を有する。最近の動向として注目されるのは、離婚者に対する社会保障制度の不備を改善しつつある点である。片親手当が1976年に創設されたが、離婚した親はこの給付を受けられる。1978年には「家族補足」が実施されるが、これは幼い子どもをもつ多くの離婚した母親に援助をおこなうものとなろう。その他、社会保障の“一般化”への動きとともに、雇用要件の廃止により離婚婦人も疾病・出産保険の適用をうけ、また子どものための家族給付をうけることが可能になるであろう。

●ポーランド——離婚率は現在も上昇しているが、婦人の労働力率が高く自らの権利で社会保険給付をうけられるため、社会保障への影響は弱められている。それでも、家族が必要な保護をうけられるように特別の施策が存在する。社会保障制度は離婚者に対しては、別れた配偶者の死亡から生じるリスク、疾病、および児童の養育に適用されている。その他、離婚者が前の家族への扶養料支払の義務に応じられないという各国で出されている共通の困難な問題をとり扱うために、最近、社会保障の枠組内に扶養手当基金が設立された。さらに、扶養児童のいる離婚者のための一種の家族年金を設けて、前夫の死亡のはあい適用することが準備されている。

●カナダ——カナダの社会保障には離婚者についての規定がない。離婚法は、扶養の必要のある配偶者と子どもに扶養料の支払を規定しているが、その約75%が支払を履行していない。社会保障制度内に特別規定がなく、かつ前夫による生計維持がおこなわれないばあいは、資力調査を伴う社会扶助に頼ることになる。実際に、子どものいる離婚婦人の大部分は社会扶助をうけている。現在、年金制度を修正することにより、離婚した配偶者に年金権を分割することが提案されている。

●スウェーデン——スウェーデンでも他の国と同様、婚姻率が低下し、他方

離婚率が上昇している。1970年までは20～25歳人口の約40%が結婚していたが、1975年には25%になり、この同じ5年間に離婚者数は2倍になった。スウェーデンの社会保障は基本的に個人主義的であり、結婚関係に基づいていないので、離婚者に特別の規定をする必要がない。他のすべての国民と同じように、離婚者も老齢や廃疾のばあいの基礎年金および医療をうける資格がある。児童手当や児童年金（両親のどちらかが死亡した場合支給）も離婚による影響をうけない。他方、結婚後も就労を続ける婦人がますます増えている点も経済問題に影響を及ぼしている。7歳未満の子どものいる婦人が雇用につく割合は、1965年の37%から1975年には62%に増加している。

離婚により生ずる経済的不安および社会保障の介入の可能性の問題を分析するときには、離婚者は決して同質的集団ではないことに注意すべきである。離婚者の状態を区別して考える必要があろう。離婚により社会保障の権利がなくなる、または一時的にのみ維持されるといった状態。離婚後の調整期間を乗り切らせるために一時的援助——訓練手当や失業手当のような——が必要とされる状態。老齢年金や遺族年金の請求権をもたない老齢婦人の問題。西ドイツで実施されたような結婚期間における年金の拠出記録の分割の可能性等。

離婚者の状態を検討するときに必要とされることは adequacy と equity 両者の見地から、現在の施策および提案された施策を体系的に評価することである。離婚はどの程度まで社会保障の介入を必要とする社会的リスクであるかに関する問題は、今後もますます議論されるであろう。

Round Table Meeting on "Social Security Provisions in Case of Divorce" International Social Security Review, No. 2, 1977, pp. 242-248

(都村 敦子 社会保障研究所)

老人に対する家族援助態勢

—社会学および人口統計学的考察—

(アメリカ)

老人に対してなされるさまざまな援助の中で、家族による援助が中心であり基本的であることは今も昔も変わりはない。しかし歴史的な変化は、家族による老人扶養をきわめて困難にしてきている。本論は、老人を取り巻く社会情勢を踏まえながら、世代間の血縁関係の重要性とその歴史的断絶という広く知られたところの矛盾する問題を究明することを目的としている。内容は、人口構成の変化、社会的役割の変化・経済構造の変化の順に展開し、それぞれの変化の原因および状況について触れる。各分野での過去と現在の比較は、家族がなし得る“老いたアメリカ人”への身体的・精神的そして経済的援助の効果的な方法や範囲についての資料を提供するだろう。

I 世代間関係に関する人口統計的変化

長い間の人口統計の推移は、親族網に影響を与えるいくつかの問題を暗示している。

第1に、老人の長命化を上げることができる。これは1900年においては出産年齢(20歳)以上女性のわずかに63%が60歳まで生きていられたにすぎないのが、1973年には83%と増加している(National Center on Health Statistics, 1975)ことでも明らかである。第2に、老人人口は若年人口に比して相対的に増大した。60歳以上層は1900年には全人口のわずか6.4%であったのが、1975年には14.8%と2倍以上に増加した(U.S. Bureau of the Census, 以下Census'76と略)。また世代間扶養に関する構成比をみると、1900年には20～59歳100に対して60歳以上13であったのが、1975年には29となつた。セソサスは、2030年にはこれが44になるであろうと報じている。